

令和3年度事業計画及び歳入歳出予算(案)について

1 基本方針及び目標

江田島市地域公共交通網形成計画の理念を引き継ぎ、次のとおり定めます。

【基本方針】

協働と交流をベースに地域の「まとまり」と「つながり」を守る公共交通ネットワークをつくります

- <目標1>最適な公共交通ネットワークの構築
- <目標2>交通結節点における機能の向上
- <目標3>利用環境の改善による利便性等の向上
- <目標4>観光の強化による利用者の増加
- <目標5>地域で公共交通を支えるための意識の醸成

2 公共交通協議会の開催

公共交通が抱える問題の解消や最適な公共交通ネットワークの構築等に、関係者が連携して取り組むため、随時、公共交通協議会を開催します。

3 令和3年度事業計画(案)

(1) おれんじ号等の運行委託【事業費 19,385 千円】

おれんじ号江田島北部線・沖美北部線・沖美南部線及び江田島北部朝夕便の運行委託を行います。運行実績などに基づき、陸上分科会や公共交通協議会で協議を行い、運行基準に応じた見直しを行います。

(2) 地域公共交通の活性化の推進【事業費 550 千円】

計画に位置付けた事業について、市が中心となり、関係者間で具体的な調整や検討を進めるとともに、可能なものについては、その具現化を図ります。

継 公共交通利用促進イベントの実施。

(3) インターネットなどによる情報提供【事業費 1,558 千円】

バスロケーションシステム「BUS i t」の管理運営や、運航(行)休止情報などのメール配信等により、利用者の利便性向上を図ります。

また、市広報誌を活用し、お盆ダイヤ及び年末年始ダイヤの周知を行います。

(4) 江田島市地域公共交通計画策定支援業務【事業費 4,412千円】

- 江田島市公共交通網形成計画の5年間（平成28～令和2年度末）の計画期間が終了するため、その更新版となる江田島市地域公共交通計画を策定します。
- 次期交通計画策定に係る事業費は、地域公共交通確保維持事業（国補助金）の補助対象であり、国から交付決定を受ければ、事業費の1/2が補助されます。
- 地域公共交通確保維持事業の交付申請を行う際には、事前に本協議会で審議した上で、提出します。（既に事前エントリーは行っています。）

法律との関係

- 地域公共交通活性化再生法の一部改正（令和2年11月27日施行）に伴い、地方公共団体による「地域公共交通計画（マスタープラン）」の作成が必要となります。
- 国はこれまで地域公共交通確保維持改善事業により、地方公共団体による交通計画の策定有無に関わらず、乗合バス等の運行費を補助していました。
- しかし、この度の法改正に伴い、地域公共交通計画と乗合バス等の運行費補助が連動化され、地域公共交通計画を策定しなければ、乗合バス等の補助対象外となってしまいます。（※連動化される時期は未定）

地域公共交通確保維持改善事業（国補助金）の活用状況

【単位：千円】

	令和元年度	令和2年度（見込み）
乗合バスへの補助金	9,872	11,254
おれんじ号への補助金	2,575	2,715
合 計	12,447	13,969

(5) その他

その他公共交通協議会が必要と認めた事業を実施する。

令和3年度 江田島市公共交通協議会歳入歳出予算（案）

令和3年度江田島市公共交通協議会の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

令和3年3月18日

江田島市公共交通協議会
会長 土手三生

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

（単位：千円）

科目			本年度 予算額 A	前年度 予算額 B	比較 A-B	説明
款	項	目				
1 負担金			20,692	19,500	1,192	市負担金
	1 負担金		20,692	19,500	1,192	
		1 負担金	20,692	19,500	1,192	
2 繰越金			5,707	4,510	1,197	繰越金
	1 繰越金		5,707	4,510	1,197	
		1 繰越金	5,707	4,510	1,197	
3 諸収入			1	1	0	預金利子
	1 諸収入		1	1	0	
		1 雑入	1	1	0	
歳入合計			26,400	24,011	2,389	

2 歳出

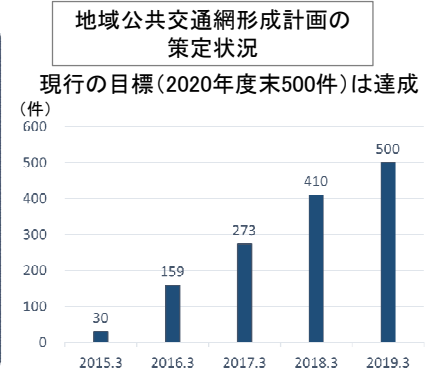
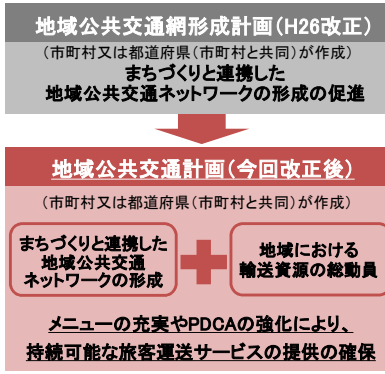
（単位：千円）

科目			本年度 予算額 A	前年度 予算額 B	比較 A-B	説明
款	項	目				
1 運営費			494	519	△ 25	協議会委員報償金, 費用弁償ほか 旅費
	1 会議費		486	486	0	
		1 会議費	486	486	0	
	2 事務費		8	33	△ 25	
	1 事務費	8	33	△ 25		
2 事業費			25,905	23,491	2,414	おれんじ号運行関連費 19,385千円 地域公共交通活性化推進費 550千円 インターネットなどによる情報提供 1,558千円 市地域公共交通計画策定支援業務委託 4,412千円
	1 事業費		25,905	23,491	2,414	
		1 事業費	25,905	23,491	2,414	
3 予備費			1	1	0	
	1 予備費		1	1	0	
		1 予備費	1	1	0	
歳出合計			26,400	24,011	2,389	

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年11月27日施行)

地域が自らデザインする地域の交通 【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

- 地方公共団体による「**地域公共交通計画(マスタープラン)**」の作成
 - ・地方公共団体による**地域公共交通計画(マスタープラン)**の作成を**努力義務化**
 - ⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進(作成経費を補助 ※予算関連)
 - ・従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な送迎資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け**
 - ⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応(情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
 - ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
 - ⇒データに基づくPDCAを強化
- 地域における協議の促進
 - ・**乗合バスの新規参入等の申請**があった場合、国が地方公共団体に**通知**
 - ・通知を受けた**地方公共団体は**、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、**地域の協議会で議論し、国に意見を提出**



地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実 【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

輸送資源の総動員による移動手段の確保

地域に最適な旅客運送サービスの継続

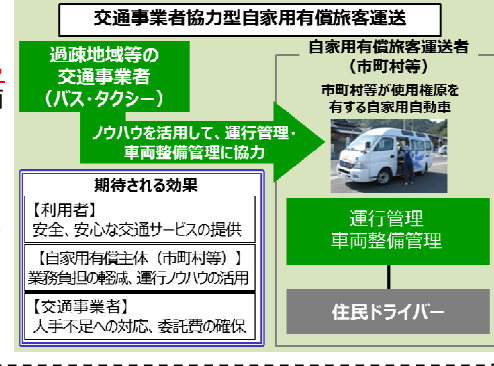
- 路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、**地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し**、公募により新たなサービス提供事業者等を選定する「**地域旅客運送サービス継続事業**」を創設
- ⇒従前の路線バス等に代わり、地域の实情に応じて右の①～⑥のいずれかによる**旅客運送サービスの継続を実現**

実施方針に定めるメニュー例

- ① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続(縮小・変更含む)
- ② コミュニティバスによる継続
- ③ デマンド交通(タクシー車両による乗合運送(区域運行))による継続
- ④ タクシー(乗用事業)による継続
- ⑤ 自家用有償旅客運送による継続
- ⑥ 福祉輸送、スクールバス、病院、商業施設等への送迎サービス等の積極的活用

自家用有償旅客運送の実施の円滑化

- 過疎地等で市町村等が行う**自家用有償旅客運送**について、**バス・タクシー事業者**が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設 ⇒ **運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化**
- 地域住民のみならず**観光客を含む来訪者も対象**として明確化 ⇒ **インバウンドを含む観光ニーズへも対応**



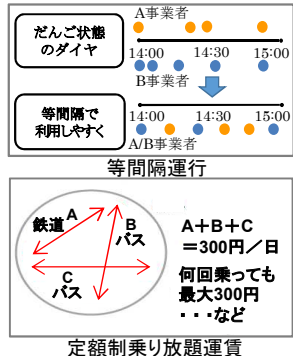
貨客混載に係る手続の円滑化

- 鉄道や乗合バス等における貨客混載を行う「**貨客運送効率化事業**」を創設 ⇒ **旅客・貨物運送サービスの生産性向上を促進**
-
- 貨客混載

既存の公共交通サービスの改善の徹底

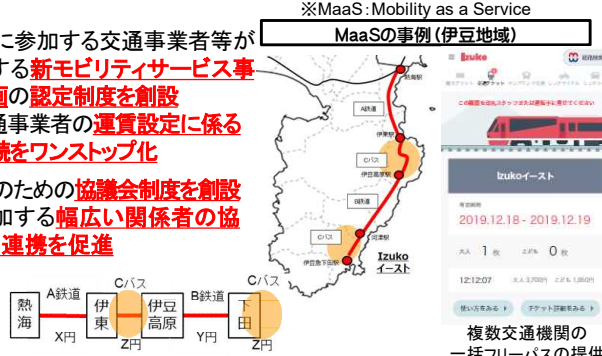
利用者目線による路線の改善、運賃の設定

- 【現状】地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや画一的な運賃が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障
- また、**独占禁止法のカルテル規制に抵触**するおそれから、**ダイヤ、運賃等**の調整は困難
- 【改正案】「**地域公共交通利便増進事業**」を創設 ⇒ 路線の効率化のほか、「**等間隔運行**」や「**定額制乗り放題運賃**」「**乗継割引運賃(通し運賃)**」等のサービス改善を促進
- 併せて、**独占禁止法特例法**により、乗合バス事業者間等の共同経営について、**カルテル規制を適用除外する特例を創設**



MaaSの円滑な普及促進に向けた措置

- MaaSに参加する交通事業者等が策定する**新モビリティサービス事業計画の認定制度を創設** ⇒ 交通事業者の**運賃設定に係る手続をワンストップ化**
- MaaSのための**協議会制度を創設** ⇒ 参加する**幅広い関係者の協議・連携を促進**



交通インフラに対する支援の充実

【地域公共交通活性化再生法・物流総合効率化法】

- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構による**資金の貸付制度**の対象として、LRT・BRT等のほか、以下の交通インフラの整備を追加(※予算関連)
 - ・地域公共交通活性化再生法に基づく認定を受けた**鉄道の整備** ⇒ 交通ネットワークを充実
 - ・物流総合効率化法に基づく認定を受けた**物流拠点(トラックターミナル等)の整備** ⇒ 複数の事業者の連携による物流効率化を促進

